

韓国でアパレル品および服飾雑貨品を  
販売する際に適用される法規制の解説

一般財団法人 カケンテストセンター

# 目 次

## I. 韓国の繊維製品安全認証／確認制度について

1. KC マークとは . . . . . 1
2. 安全認証／確認制度毎の KC マークの種類 . . . . . 1

## II. 安全基準

1. 子供製品共通安全基準 . . . . . 3
2. 子供製品安全特別法 安全確認安全基準附属書 1 「乳児用繊維製品」 . . . . . 5
3. 子供製品安全特別法 供給者適合性安全基準附属書 1 5 「児童用繊維製品」 . . . . . 8
4. 電気用品及び生活用品安全管理法  
安全基準に準拠対象の安全基準附属書 1 「家庭用繊維製品」 . . . . . 11
5. 子供製品安全特別法 供給者適合性安全基準附属書 1 「子供用皮革製品」 . . . . . 13
6. 電気用品及び生活用品安全管理法  
安全基準に準拠対象の安全基準附属書 3 「皮革製品」 . . . . . 15

## III. 表示

1. 繊維製品の品質表示について . . . . . 18
2. 皮革製品の品質表示について . . . . . 34




## I. 韓国の繊維製品安全認証／確認制度について

### 1. KC マークとは

「子供製品安全特別法」ならびに「電気用品及び生活用品安全管理法」における安全認証対象製品、安全確認対象製品、供給者適合性確認対象製品は、安全性を検証するために試験を実施し、製品または包装に KC マークと品目毎の安全基準が定める事項を表示して出荷／通関する必要があります。一方、安全基準に準拠対象の生活用品については、安全基準に適合した製品を製造または輸入しなければならず、品目毎の安全基準が定める事項を表示してから出荷／通関しますが、KC マークの表示は行いません。韓国で消費財を販売するには、品目毎にどの制度と基準が適用されるのかを確認することが必要です。

### 2. 安全認証／確認制度毎の KC マークの種類

子供製品安全特別法		
安全認証	安全確認	供給者適合性確認
子供用遊具 子供用水遊び用具 等	乳児用繊維製品 学用品 玩具 子供用スポーツ保護具 等	児童用繊維製品 子供用皮革製品 子供用メガネフレーム（サングラス含む） 子供用の傘と日傘 子供用アクセサリー 等 +その他の子供用製品
 金色又は黒色	 藍色又は黒色	 藍色又は黒色
安全認証番号	安全確認申告確認書番号	-----

電気用品及び生活用品安全管理法			
安全認証	安全確認	供給者適合性確認	安全基準に準拠
ガスライター 水遊び用具 等	登山ロープ ライフジャケット 等	家具 ブラインド つけまつ毛 防寒・ファッション・スポーツ用マスク 等	家庭用繊維製品 カーペット 皮革製品 サングラス メガネフレーム 傘と日傘 金属アクセサリー 等
 黒色	 黒色	 黒色	-----
安全認証番号	安全確認申告番号	-----	-----

### **1) 安全認証**

製造者または輸入者が、製品のモデル毎に出荷または通関前に技術標準院が指定する安全認証機関から認証（製品試験と工場審査を経て製品の安全性を証明）を受ける制度。構造、材質、使用方法などにより消費者の生命および身体にとって、財産上の被害や自然環境の毀損に対する大きな懸念があると認められる生活用品が対象。

### **2) 安全確認**

製造者または輸入者が、製品のモデル毎に出荷または通関前に技術標準院が指定する安全確認試験機関で試験を受け安全基準に適合していることを確認し、これを安全認証機関に申告する制度。構造、材質、使用方法などにより消費者の生命および身体にとって、財産上の被害や自然環境の毀損に対する懸念があると認められる生活用品が対象。

### **3) 供給者適合性確認**

製造者または輸入者が、出荷または通関前に自ら試験をするか、あるいは第三者に試験を依頼してその製品が安全基準に適合していることを確認する制度。消費者の取扱いにおいて事故や危害が発生する可能性があり、消費者が成分、性能、仕様などを区別することが困難な生活用品が対象。

### **4) 安全基準に準拠**

製造者または輸入者が、安全性を検証するための試験の義務なしに安全基準に適合した製品を製造又は輸入する制度。消費者の取扱いにおいて、事故や危害が発生する可能性は少ないが、消費者が成分、性能、仕様などを区別することが困難な生活用品が対象。

## II. 安全基準

### 1. 子供製品共通安全基準

子供製品共通安全基準は、満 13 歳以下の子供が使用する物品に適用される。品目個別の安全基準がある場合は、その安全基準で規定する事項も追加で適用される。また、同一の項目について個別の安全基準でも別途規定がある場合はそちらに従うこととする。

#### <有害化学物質>

制限物質	基準値	
<b>重金属溶出量 (mg/kg)</b> ・口にする製品 ・36 か月未満のベビー品の 塗装 (コーティング含む)、 合成樹脂、紙	アンチモン (Sb)	60 以下
	ヒ素 (As)	25 以下
	バリウム (Ba)	1000 以下
	カドミウム (Cd)	75 以下
	クロム (Cr)	60 以下
	鉛 (Pb)	90 以下
	水銀 (Hg)	60 以下
	セレン (Se)	500 以下
<b>重金属含有量 (mg/kg)</b>	鉛 (Pb)	ペイント、コーティング : 90 以下 他 : 100 以下
	カドミウム (Cd)	75 以下
<b>pH</b> 通常の使用で肌に接する繊維製品のうち、 個別の安全基準がないものに適用	4.0~7.5	
<b>ホルムアルデヒド (mg/kg)</b> 通常の使用で肌に接する 繊維製品のうち、個別の安全基準がないものに適用	75 以下	
<b>芳香族アミン (mg/kg)</b> 通常の使用で肌に接する染色 された繊維製品のうち、個別の安全基準がないものに適用	30 以下	
<b>フタル酸 (%)</b> 全ての合成樹脂製品	DEHP, DBP, BBP DnOP, DINP, DIDP, DIBP	0.1 以下
<b>アスベスト</b>	使用禁止	
<b>N-ニトロソアミン</b> N-nitrosodimethylamine N-nitrosodiethylamine N-nitrosodi-n-propylamine N-nitrosodi-n-butylamine N-nitrosopiperidine N-nitrosopyrrolidine N-nitrosomorpholine	①36 か月未満用の口に入れる製品の エラストマー素材 (おしゃぶり、歯 がため、歯ブラシなど) : 7 物質の合計 0.01 mg/kg  ② ①を除く 36 か月未満用製品の エラストマー素材、または 36 か月 以上を対象とした口に入れる製品 (マウスピース、風船など) : 7 物質の合計 0.05 mg/kg	

制限物質		基準値
N-ニトロソ化可能物質	N-nitrosodimethylamine N-nitrosodiethylamine N-nitrosodi-n-propylamine N-nitrosodi-n-buthylamine N-nitrosopiperidine N-nitrosopyrrolidine N-nitrosomorpholine	①36 か月未満用の口に入れる製品の エラストマー素材（おしゃぶり、歯 がため、歯ブラシなど）： 7 物質の合計 0.1 mg/kg  ② ①を除く 36 か月未満用製品の エラストマー素材、または 36 か月 以上を対象とした口に入れる製品 （マウスピース、風船など）： 7 物質の合計 1.0 mg/kg

<物理的安全性>

項目	基準値	
スモールパーツ	36 か月未満	無いこと
	36 か月以上 72 か月未満	シリンダーに入るものは警告表示を行うこと
シャープエッジ	36 か月未満	無いこと
	36 か月以上 96 か月未満	無いこと。 但し、機能的シャープエッジに限り、警告表示を 行うことを条件に許容される。
シャープポイント	36 か月未満	無いこと
	36 か月以上 96 か月未満	無いこと。 但し、機能的シャープポイントに限り、製品 パッケージへの警告表示を条件に許容される。
磁石	13 歳以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50 kG<sup>2</sup>mm<sup>2</sup> 未満であること</li> <li>・ スモールパーツでないこと</li> <li>・ 96 か月以上用で 50 kG<sup>2</sup>mm<sup>2</sup> を超えるスモール パーツである場合は警告表示を行うこと。</li> </ul>
接触可能なガラス	36 か月未満	使用しないこと
	36 か月以上 13 歳以下	使用する場合は警告表示を行うこと
リチウム二次電池	13 歳以下	制御及び保護装置を備えており、適合証明書が付 属されていること。必要な安全情報と電池表示が 行われていること。

## 2. 子供製品安全特別法 安全確認安全基準附属書1「乳児用繊維製品」

この附属書の安全基準は、36 か月未満の乳児、幼児用の繊維製品に適用される。適用対象となる製品は表<乳児用繊維製品の詳細分類>に限られる。

### <乳児用繊維製品の詳細分類>

区分	種類
上衣類	セーター、ジャケット、コート、ダウン衣類、カバーオール、ジャンパー、ベスト、トップコート、オーバーオール、カーディガン、ショール、マント、韓服、雨着、エプロン、美術ガウン、ネクタイ、ベルト類、サロペット
中衣類	上下服、ワンピース、Tシャツ、ワイシャツ、ズボン、スカート、ブラウス、水着、バレー服、タオル類、防寒用・ファッション用・スポーツ用マスク <sup>1)</sup>
肌着類	パンツ及びパンツ類、寝間着類、スパッツ、パンティストッキング、ボディースーツ、下着、バスローブ、睡眠ベスト、スリッパ
寝具類	布団、枕、枕カバー、カバー類、マット類(合成樹脂材質の床マット <sup>2)</sup> は除く)、敷布団、シーツ類、寝袋、パッド、クッション類、カーペット、ハンモック、バンパーベッド、肌掛け類
靴類	運動靴、長靴類、スリッパ、靴、上履き、歩行器シューズ、サンダル、ブーツ、バレーシューズ、その他の靴 (ただし、繊維の原料である合成樹脂を使用した製品は含まれるが、天然皮革、人造皮革又は毛皮で作られた靴は除く(皮革製品類で管理))
靴下類	靴下、タイツ、レッグウォーマー、ストッキング、レギンス、フットカバー、膝あて
手袋類	手袋、アームカバー
帽子類	帽子、マフラー、耳あて、ヘアバンド、ネックウォーマー、スカーフ、スカーフビブ
かばん類	かばん、リュックサック、ハンドバッグ、財布、保温かばん
新生児用品	おむつカバー、布おむつ、ハンカチ、よだれかけ、ミトン、よだれパッド、産着、おくるみ類、おむつバンド、おむつマット、フットマフ、浴槽、歯ブラシ手袋、首あて、バスネット、腹巻き、バスクッション、バスチェア、浴用手袋、肩パッド、シャンプーキャップ、ヒップシート、おしゃぶり保管ケース、蚊帳

注1. 「電気用品及び生活用品安全管理法」 供給者適合性確認安全基準附属書17

(防寒用・ファッション用・スポーツ用マスク)の安全基準も満たす必要がある。

- 安全確認安全基準附属書2(合成樹脂製子供用品) 第4部. 床マットによる。
- 上記の種類にない繊維製品又は新しいタイプの繊維製品が、乳児が一般的に使用する繊維製品として販売される場合は、使用環境や用途等を考慮し表内の製品区分と種類を適用する。

## 1) 安全基準の対象となる繊維製品のモデル区分

乳児用繊維製品のモデルは、表<乳児用繊維製品の詳細分類>の種類別、組成繊維別（詰め物は除く）に区分する。ただし、種類と組成繊維が同じでも色が異なる場合は、有害物質の試験を行い合格した場合に同一モデルとして認められる。

## 2) 安全基準

項目	基準
ホルムアルデヒド (mg/kg) 対象：繊維	20 以下
pH 対象：繊維	4.0～7.5
芳香族アミン (mg/kg) 対象：染色した繊維	30 以下
フタル酸 (%) 対象：繊維生地のコートニングとプリント、樹脂 素材の副資材 (金属およびポリマー上のペイントコートニング は対象外)	0.1 以下 DEHP, DBP, BBP, DNOP, DINP, DIDP, DIBP の合計
有機スズ化合物 (mg/kg) 対象：繊維生地のコートニング、プリント	DBT: 1.0 以下 TBT: 0.5 以下
難燃剤 対象：難燃加工品	使用しないこと (TDBPP, PentaBDE, OctaBDE, PBB)
鉛含有量 (mg/kg) 対象：金属、ポリマー、ペイント、コートニング、 その他の材料（木材等） (繊維生地は対象外)	ペイント、コートニング：90 以下 他：100 以下
カドミウム含有量 (mg/kg) 対象：金属、ポリマー、ペイント、コートニング、 その他の材料（木材等） (繊維生地は対象外)	75 以下
ニッケル溶出量 ( $\mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ ) 対象：着用時に継続的に肌に接する金属。 但し、メッキでなく塗装したものは除く。	0.5 以下



NP, NPEO (mg/kg) 対象：繊維	合計 100 以下
アレルギー性染料 (mg/kg) 対象：染色したポリエステル、ナイロン、アクリル、アセテート、トリアセテート、塩化ビニルの繊維	50 以下
スモールパーツ 対象：ボタン、スナップ、玉、ビーズ、スパンコール、ホットフィックス等 (繊維、糸、ゴムひも、ひも、毛羽などは除く)	引張試験：50±2N 引張試験を実施できない場合、表示通りの耐洗濯/ドライクリーニング試験で脱落しないこと
コード及び引き紐	EN14682 に適合
電氣的安全要件	附属書 1「乳児用繊維製品」の 5.3 電氣的安全要件項目に適合すること

### 3) 表示

表示事項は、電気用品及び生活用品安全管理法の供給者適合性確認基準附属書 1「家庭用繊維製品」に基づきハングルで表示を行う。加えて、製品の使用年齢を表示しなければならない。

### 3. 子供製品安全特別法 供給者適合性安全基準附属書15「児童用繊維製品」

この附属書の安全基準は、36 か月以上満 13 歳以下の児童が使用する繊維製品で、肌に直接接触れる製品および肌に間接的に触れる製品に適用される。製品分類は、表<児童用繊維製品の詳細分類>によるが、表にないものは電気用品及び生活用品安全管理法 供給者適合性確認基準附属書1「家庭用繊維製品」の詳細分類に従う。

#### <児童用繊維製品の詳細分類>

区分	種類
上衣類	セーター、ジャケット、コート、ダウン衣類、カバーオール、ジャンパー、ベスト、トップコート、オーバーオール、カーディガン、ショール、マント、韓服、雨着、エプロン、美術ガウン、ネクタイ、ベルト類、サロペット
中衣類	上下服、ワンピース、Tシャツ、ワイシャツ、ズボン、スカート、ブラウス、水着、バレー服、タオル類、防寒用・ファッション用・スポーツ用マスク <sup>1)</sup>
肌着類	パンツ及びパンツ類、寝間着類、スパッツ、パンティストッキング、ボディースーツ、下着、バスローブ、睡眠ベスト、スリッパ、腹巻き
寝具類	布団、枕、枕カバー、カバー類、マット類(合成樹脂材質の床マット <sup>2)</sup> は除く)、敷布団、シーツ類、寝袋、パッド、クッション類、カーペット(面積が1㎡未満)、ハンモック、バンパーベッド、肌掛け類
靴類	運動靴、長靴類、スリッパ、靴、上履き、サンダル、ブーツ、バレーシューズ、その他の靴(ただし、繊維の原料である合成樹脂を使用した製品は含まれるが、天然皮革、人造皮革又は毛皮で作られた靴は除く(皮革製品類で管理))
靴下類	靴下、タイツ、レッグウォーマー、ストッキング、レギンス、フットカバー、膝あて
手袋類	手袋、アームカバー
帽子類	帽子、マフラー、耳あて、ヘアバンド、ネックウォーマー、スカーフ、スカーフビブ
かばん類	かばん、リュックサック、ハンドバッグ、財布、保温かばん
その他の製品類	クッション類、座布団類、蚊帳、カーテン等

注1. 「電気用品及び生活用品安全管理法」 供給者適合性確認安全基準附属書17

(防寒用・ファッション用・スポーツ用マスク)の安全基準も満たす必要がある。

2. 安全確認安全基準附属書2(合成樹脂製子供用品) 第4部. 床マットによる。

## 1) 安全基準

項目	基準
ホルムアルデヒド (mg/kg) 対象：繊維	75 以下
pH 対象：繊維	4.0～7.5
芳香族アミン (mg/kg) 対象：染色した繊維	30 以下
フタル酸 (%) 対象：繊維生地のコーティングとプリント、 樹脂素材の副資材 (金属およびポリマー上のペイントコーティング は対象外)	0.1 以下 DEHP, DBP, BBP, DNOP, DINP, DIDP, DIBP の合計
有機スズ化合物 (mg/kg) 対象：繊維生地のコーティング、プリント	TBT: 1.0 以下
難燃剤 対象：難燃加工品	使用しないこと (TDBPP, PentaBDE, OctaBDE, PBB)
鉛含有量 (mg/kg) 対象：金属、ポリマー、ペイント、コーティング、 その他の材料 (木材等) (繊維生地は対象外)	ペイント、コーティング：90 以下 他：100 以下
カドミウム含有量 (mg/kg) 対象：金属、ポリマー、ペイント、コーティング、 その他の材料 (木材等) (繊維生地は対象外)	75 以下
ニッケル溶出量 ( $\mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ ) 対象：着用時に継続的に肌に接する金属。 但し、メッキでなく塗装したものは除く。	0.5 以下
NP, NPEO (mg/kg) 対象：繊維	合計 100 以下

項目	基準
アレルギー性染料 (mg/kg) 対象：染色したポリエステル、ナイロン、アクリル、アセテート、トリアセテート、塩化ビニルの繊維	50 以下
コード及び引き紐	EN14682 に適合
電氣的安全要件	附属書 15「児童用繊維製品」の 5.3 電氣的安全要件項目に適合すること

## 2) 表示

表示事項は、電気用品及び生活用品安全管理法の供給者適合性確認基準附属書 1「家庭用繊維製品」に基づきハングルで表示を行う。加えて、製品の使用年齢を表示しなければならない。

#### 4. 電気用品及び生活用品安全管理法 安全基準に準拠対象の安全基準附属書1

##### 「家庭用繊維製品」

この附属書の安全基準は、乳児用及び児童用繊維製品を除く、満14歳以上が使用する以下の家庭用繊維製品に適用される。ただし、オーダーメイド品は安全基準の対象外とする。

##### <家庭用繊維製品の詳細分類>

分類	種類
上衣類	<p>肌に間接的に触れる製品で、スーツ、セーター、ジャケット、コート、ダウン衣類、カバーオール、ジャンパー、帽子、ショール、マフラー、ネクタイ、ベスト、スカーフ、エプロン、ウォーマー、雨具、靴(運動靴、長靴類、スリッパ、サンダル、アクアシューズをいい、繊維の原料である合成樹脂を使用して射出成形した100%合成樹脂製の靴<sup>1)</sup>と、天然皮革・人造皮革又は毛皮で作られた靴<sup>2)</sup>は除く) 等 (学生服及び韓服を含む)。</p>
中衣類	<p>肌に直接触れる製品で、ブラウス、ワンピース、ズボン、スカート、シャツ、タオル、手袋、水着、体操服、体育服、睡眠眼帯、スポーツ用保護帯、ヘアバンド、かつら、耳あて 等 (学生服及び韓服を含む)</p>
肌着類	<p>持続的に肌に直接触れる製品で、シュミーズ、ズロース、ブラジャー類、パンツ類、スリッパ類、ガーターベルト類、コルセット類(ガードル)、パニエ、ブリーフ類、ランニング類、妊婦下着類、寝衣類、靴下類(タイツ、ストッキング含む)、腹巻、レギンス類、バスローブ、バストパッド、ペチコート等</p>
寝具類	<p>眠るために利用する製品で、布団及び敷布団、枕、毛布、寝袋、シーツ、ハンモック、カーペット(面積が1㎡未満)、マット類(合成樹脂材質の床マット<sup>1)</sup>は除く) 等</p>
その他の製品類 <sup>3)</sup>	<p>成人用繊維製品のうち、直接着用しないかばん、クッション類、座布団類、蚊帳、カバー、カーテン、死装束 等</p>

注1. 安全基準順守安全基準附属書24(合成樹脂製品)による。

2. 安全基準順守安全基準附属書3(皮革製品)による。

3. 有害物質の安全要件の適用対象製品とはみなさない。

## 安全基準

項目	肌着類	中衣類	上衣類 寝具類
ホルムアルデヒド (mg/kg)	75 以下		300 以下
芳香族アミン (mg/kg) 対象：染色した繊維	30 以下		
有機スズ化合物 (mg/kg) 対象：コーティング、プリント	TBT: 1.0 以下		
ジメチルフマレート (mg/kg) 対象：皮革、毛皮	0.1 以下		
難燃剤 対象：難燃加工品	使用しないこと (TDBPP, PentaBDE, OctaBDE)		
アレルギー性染料 (mg/kg) 対象：染色したポリエステル、ナイロン、アクリル、アセテート、トリアセテート、塩化ビニルの繊維	50 以下	---	---
pH 対象：繊維	4.0～7.5		4.0～9.0
ニッケル溶出量 ( $\mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ ) 対象：着用時に継続的に肌に接する金属。但し、メッキでなく塗装したものは除く。	0.5 以下		

製品を構成する繊維部分のうち、充填材及び製品全体の面積の 5%以下の部分は除き、面積計算が不可能なひもやコード等の繊維製の付属品は、製品全体重量 1%未満の場合に除外する。

## 5. 子供製品安全特別法 供給者適合性安全基準附属書1「子供用皮革製品」

この附属書の安全基準は、満13歳以下の乳児および児童が使用する皮革製品に適用される。乳児用皮革製品とは36か月未満の乳児用衣類および皮革製品を意味し、詳細区分は安全確認安全基準附属書1「乳児用繊維製品」による。子供用皮革製品とは36か月以上満13歳以下の子供が使用する皮革製品をいい、詳細区分は供給者適合性安全基準附属書15「児童用繊維製品」の表<児童用繊維製品の細分類>による。

### 1) 安全基準

項目	乳児用	子供用
ホルムアルデヒド (mg/kg) 対象：皮革、毛皮	20 以下	75 以下
芳香族アミン (mg/kg) 対象：染色した皮革、毛皮	30 以下	
フタル酸 (%) 対象：コーティング、プリント、 樹脂素材 (金属およびポリマー上のペイント コーティングは対象外)	0.1 以下 口にするもの：DEHP, DBP, BBP, DNOP, DINP, DIDP の合計 口にしないもの：DEHP, DBP, BBP の合計	
有機スズ (mg/kg) 対象：コーティング、プリント	DBT: 1.0 以下 TBT: 0.5 以下	--- TBT: 1.0 以下
ジメチルフマレート (mg/kg) 対象：皮革、毛皮	0.1 以下	
鉛含有量 (mg/kg) 対象：金属、ポリマー、ペイント、コー ティング等	300 以下 (ペイント/コーティングは90 以下)	
カドミウム含有量 (mg/kg) 対象：金属、ポリマー、ペイント、コー ティング等	75 以下	
ニッケル溶出量 ( $\mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ ) 対象：着用時に継続的に肌に接する金属。 但し、メッキでなく塗装したものは除く。	0.5 以下	

項目	乳児用	子供用
塩素化フェノール (mg/kg) 対象：皮革、毛皮	0.5 以下	5.0 以下
6 価クロム (mg/kg) 対象：皮革、毛皮	3.0 以下	
スモールパーツ 対象：ボタン、スナップ、玉、ビーズ、 スパンコール、ホットフィックス等 (繊維、糸、ゴムひも、ひも、毛羽など は除く)	引張試験：50±2N 引張試験を実施できない 場合、表示通りの耐洗濯/ ドライクリーニング試験で脱落しな いこと	---
コード及び引き紐	EN14682 に適合	
電氣的安全要件	附属書 1「乳児用繊維製品」の 4.3 電氣的安全要件項目に 適合すること	

## 2) 表示

表示事項は、電気用品及び生活用品安全管理法の供給者適合性確認基準附属書 3「皮革製品」に基づきハングルで表示を行う。加えて、製品の使用年齢を表示することが推奨される。



## 6. 電気用品及び生活用品安全管理法 安全基準に準拠対象の安全基準附属書3「皮革製品」

この附属書の安全基準は、表<用語の定義>に規定される乳児用皮革製品、子供用皮革製品、肌着類、中衣類、上衣類、寝具類、その他の製品類に適用される。

### <用語の定義>

用語	定義
皮革製品	天然皮革および人造皮革、天然の毛皮を表面の60%以上使用している製品
天然皮革	動物の皮をはぎ、防腐のためのなめし等の加工を経たハイド（馬、牛等の大きな動物の皮）またはスキン（子牛、豚、羊、蛇等の小動物の皮）をいう。銀付き革も床革も天然皮革に含まれる。 注意）ハイド又はスキンの本来の繊維質構造を物理的／化学的に解体し、それらを接着剤等で再構築したものは天然皮革に該当しない。また、着色や防水目的で樹脂を表面に塗布／ラミネートした場合は、その厚さが0.15mm未満でなければならない。
人造皮革	天然皮革の代用として化学的に合成したり、天然皮革に一定以上の物理的／化学的処理をしたもので、原料及び加工工程により、コーティング皮革、ラミネート皮革、再生皮革、合成皮革に分類する。
コーティング皮革	皮革表面に顔料やバインダー、樹脂を噴霧、上塗り、ロールコーティングの方法でコーティングしたもので、コーティング厚が0.15mm以上且つ、全体の厚さの1/3未満のもの。
ラミネート皮革	2枚以上の皮革層、または1枚の皮革層に特殊合成フィルムまたは他の物質層を接着剤で張り合わせたもので、皮革以外の層の厚さが0.15mm以上且つ、全体の厚さの1/3以上のもの。
再生皮革	なめした革を物理的／化学的に解体した後、他の物質と混合してシートやフォーム状にしたもの。ボンディング革、グラインド革、粉碎革等が該当する。
合成皮革	天然皮革の代用品として開発された合成皮革生地（パイロキシレザー、ビニールレザー、スポンジレザー、ナイロン塗布合成レザー、ポリアミド系合成レザー、ウレタン系合成レザー、アミノ酸系合成皮革等の合成皮革の総称）を意味する。
天然毛皮	動物の毛皮（ミンク、キツネ、ウサギ、タヌキ、チンチラ等の動物の毛皮）
乳児用皮革製品	36か月未満の乳幼児用衣類および皮革製品で、区分詳細は安全確認安全基準附属書1「乳児用繊維製品」の表<乳児用繊維製品の詳細分類>による。
子供用皮革製品	36か月以上満12歳以下の子供が使用する皮革製品で、肌着類、中衣類、上衣類、寝具類、かばん（ランドセルを含む）等をいい、区分詳細は安全基準附属書1「家庭用繊維製品」の表<製品分類>による。

用語	定義
肌着類	区分詳細は安全基準附属書1「家庭用繊維製品」の表<製品分類>による。 但し、カーペットに限り、面積が1㎡以上の場合でも皮革製品の品目として管理する。
中衣類	
上衣類	
寝具類	
その他の製品類	

### 安全基準

項目	乳児用 皮革製品	子供用 皮革製品	肌着類	中衣類	上衣類 寝具類 その他の製品
ホルムアルデヒド (mg/kg)	20 以下	75 以下			300 以下
塩素化フェノール類 (mg/kg) 合成皮革は対象外	0.5 以下	5.0 以下			
芳香族アミン (mg/kg) 顔料または染料で着色したもの	30 以下				
フタル酸 (%) コーティング、ゴム、プラスチック等	0.1 以下 DEHP, DBP, BBP, DINP, DIDP, DNOP, の合計	0.1 以下 DEHP, DBP, BBP の合計	---	---	---
有機スズ (mg/kg) 対象：コーティング、プリント	DBT: 1.0 以下 TBT: 0.5 以下	--- TBT: 1.0 以下			
ジメチルフマレート (mg/kg) 合成皮革は対象外	0.1 以下				
6 価クロム (mg/kg) 合成皮革は対象外	0.5 以下	3.0 以下			
鉛含有量 (mg/kg) コーティング、プリント、ボタン等	90 以下 (金属類は 300 以下)		---	---	---
カドミウム含有量 (mg/kg) ペイント、コーティング、金属	75 以下		---	---	---

項目	乳児用 皮革製品	子供用 皮革製品	肌着類	中衣類	上衣類 寝具類 その他の製品
ニッケル溶出量 ( $\mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ ) 着用時に継続的に肌に接する金属	0.5 以下				
スモールパーツ	引張試験: 50±2N 引張試験を実施できない場合、表示通りの耐洗濯/ドライクリーニング試験で脱落しないこと。	---	---	---	---
磁石	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50 <math>\text{kG}^2/\text{mm}^2</math> 未満であること</li> <li>・ スモールパーツでないこと</li> <li>・ 96 か月以上用で 50 <math>\text{kG}^2/\text{mm}^2</math> を超えるスモールパーツである場合は警告表示を行うこと。</li> </ul>		---	---	---
コード及び引き紐	EN14682 に適合		---	---	---

### Ⅲ. 表示

#### 1. 繊維製品の品質表示について

##### 1) 表示事項及び表示方法

繊維製品の品質表示は、洗濯をしても取れないように縫い付けるか、又はこれと同等な方法により、以下の表のように繊維の組成及び混用率、取扱い表示、表示者の住所及び電話番号、製造者名（国産品に限る）又は輸入者名（輸入品に限る）及び原産国の表示を行わなければならない。但し、「表示者名」の表示は、製品の瑕疵について責任を負う「製品の問い合わせ先」、「消費者相談室」、「製造者名（国産品に限る）」、「輸入者名」又は「販売者名」で表示することができる。サイズ表示は、表示することを推奨する。

表示の縫付が製品の使用感や美観を著しく損なう恐れがあるファンデーション類、ランニングシャツ、パンティ類、靴下類、手袋類、水着、体操服、スカーフ、マフラー、ハンカチ、かつら類、帽子、おむつ類、履物類、寿衣類、タオル、ネクタイ、蚊帳、カバー類、よだれ掛け類は、パッケージや下札、シールにより表示することができる。ただし、縫付け又はこれと同等な方法により表示した製品であっても、パッケージ販売の場合は、消費者が購入時に見やすいよう、パッケージや下札、シールにより表示しなければならない。

繊維製品	品質表示事項
■衣料品	<ol style="list-style-type: none"><li>繊維の組成及び混用率<ul style="list-style-type: none"><li>- 表地</li><li>- 裏地</li><li>- 詰物（詰物を使用する製品に限る）</li></ul></li><li>製造者名又は輸入者名</li><li>原産国</li><li>製造年月、最初の販売シーズン、ロット番号、品番、二次元コード等のいずれか一つ</li><li>サイズ(推奨)</li><li>取扱い表示</li><li>表示者の住所及び電話番号</li></ol>
■衣料品以外の繊維製品	<ol style="list-style-type: none"><li>繊維の組成及び混用率<ul style="list-style-type: none"><li>- 表地</li><li>- 裏地</li><li>- 詰物を使用した製品は、詰物を併記</li></ul></li><li>製造者名又は輸入者名</li><li>原産国</li><li>製造年月、最初の販売シーズン、ロット番号、品番、二次元コード等のいずれか一つ</li><li>サイズ(推奨)</li><li>取扱い表示</li><li>表示者の住所及び電話番号</li></ol>

## 2) 組成表示

### 繊維の組成又は混用率

繊維の組成又は混用率の表示は KS K 0210 により、組成繊維の名称を表示する文字に繊維の組成又は混用率を百分率で表した数値を併記し、混用率の表示は、小数第 1 位で四捨五入し、整数で表記しなければならない。ただし、繊維の組成が単一繊維の場合は 100%と表示する。

ダウン製品については、KS K 2620 の 4.組成に従い、羽毛（ダウン）製品、羽毛（ダウン）及び羽根（フェザー）の混合製品、羽根（フェザー）製品、というように製品区分を表示し、ダウン、フェザー、その他に区分して%を表示しなければならない。この場合、ダウン製品の動物名を併記することができる。ただし、羽毛(ダウン)や羽根(フェザー)以外にその他として合成繊維を使用する場合は、「羽毛及び人造繊維混合製品」と区分して表示し、羽毛(羽毛、羽根)と組成繊維を区分してパーセント(%)で表示することができる。表示方法の詳細は、下記の通り。

#### 羽毛(ダウン)製品(グース)

表地	ナイロン	100%
裏地	ポリエステル	100%
詰物	ダウン	80%
	フェザー	20%

#### 羽根(フェザー)製品(ダック)

表地	ナイロン	100%
裏地	ポリエステル	100%
詰物	フェザー	80%
	ダウン	20%

#### 羽毛(ダウン)及び

#### 羽根(フェザー)混合製品(ダック)

表地	ナイロン	100%
裏地	ポリエステル	100%
詰物	ダウン	50%
	フェザー	50%

#### 羽毛及び人造繊維混合製品

表地	ナイロン	100%
裏地	ポリエステル	100%
詰物	羽毛	75%
	(ダウン 80%、フェザー 20%)	
	ポリエステル	25%

## 特殊な表示方法

A. 組成繊維のうち、いずれか一種類の繊維の混用率が 80%を超える場合は、その混用率数値に「以上」と付記し、その他の繊維名称は一括して記載し、これら繊維の混用率を合計した数値に「未満」と付記して表示することができる。

B. 以下の繊維製品（繊維の種類が 2 種類以上のものに限る）については、その組成繊維のうち混用率が大きい方から順に繊維の名称を列記して表示することができる。

- (1) 紡毛方式の糸及びこれを使用して製造又は加工した繊維製品。
- (2) ネットヤーン、スラブヤーンなど繊維組成が不均一な糸及びこれを使用して製造又は加工した繊維製品。
- (3) 起毛した織物及び編物及びこれを使用して製造又は加工した繊維製品。
- (4) 組成繊維の一部が麻である繊維製品（麻以外の組成繊維の全部又は一部が綿・毛・絹・ビスコース繊維又はアセテート繊維のものに限る）。
- (5) 地組織に模様のある生地模様部分又は連続模様のある生地を使用して製造又は加工した繊維製品の模様部分。
- (6) オパール加工した織物又は編物を使用して製造又は加工した繊維製品。

C. 以下の繊維製品（繊維の種類が 2 種類以上のものに限る）は、B のように表示するか、或いは組成繊維のうち混用率が大きい方から 2 種類以上の繊維の名称を列記し、残りの繊維を「その他」又は「その他の繊維」と一括して表示することができる。

- (1) 靴下
- (2) 手袋
- (3) ケミカルレース生地及び表生地にケミカルレース生地のみを使用して製造又は加工した繊維製品
- (4) レース生地（地組織のあるものに限る）及び表地にレース生地のみを使用して製造又は加工した繊維製品の地組織以外の部分
- (5) 手工レース繊維製品
- (6) レース生地を使用して製造又は加工した繊維製品等（3. 及び 4. に掲げるものを除く）のレース生地を使用した部分
- (7) 水着、体操服
- (8) ブラジャー、コルセット、その他のファンデーション
- (9) 布団及び敷き布団の詰め物、寝袋の詰め物（羽毛を除く）
- (10) 布団及び敷布団の表地と裏地の組成が異なるときの、布団及び敷布団の表地

- D. 裏生地を使用する繊維製品は、その裏生地を分離して繊維組成及び混用率を表示する。
- E. 掛け布団及び敷き布団、寝袋の詰めものであって紡績工程の廃棄物、布きれ又は糸くずなどを繊維状態で使用した場合は、「再利用わた使用」と表示することができる。
- F. 混用率の算定が不可能な繊維の場合は、B項又はC項によることを原則とする。この方法によっても表記が不可能な場合は、組成繊維名称の後に「混用率不明」と表示する。
- G. 靴の繊維の組成又は混用率の表示は、表生地（又は表革）、裏生地、底に区分して表示することができる。なお、底の表示は省略することができる。

### 統一文字

繊維の名称を示す文字には、統一文字を使用しなければならない。種類が不明な繊維には「不明繊維」の統一文字、組成繊維のうち混用率が5%未満の繊維については「その他の繊維」又は「その他」の統一文字を使用することができる。

また、混用率が5%未満の繊維が2種類以上含まれ、その合計が15%以下の場合は、「その他の繊維」又は「その他」という統一文字を使用し、各繊維の混用率を合計した数値を併記することができる。ただし、この場合は5%未満の繊維の名称をそれぞれ記載することを推奨する。表示方法の詳細は、下記の通り。

商標や統一文字以外の繊維名は、統一文字に続けて括弧書きで表示を行うことができる。

### 混用率が5%以下の繊維の表示例(綿48%、羊毛45%、レーヨン4%、ポリウレタン3%の場合)

綿	48%	綿	48%
羊毛	45%	羊毛	45%
その他	7%	レーヨン	7%
		ポリウレタン	

織 維		統一文字	日本の表示
綿		면	綿
毛	羊毛	모 又は 양모	毛 又は 羊毛
	モヘヤ	모 又は 모헤어	毛 又は 모헤어
	アルパカ	모 又は 알파카	毛 又は 알파카
	アンゴラ	모 又は 앙고라	毛 又は 안고라
	カシミヤ	모 又は 캐시미어	毛 又は 카시미어
	らくだ	모 又は 낙타	毛 又は 락타
	その他のもの	모	毛
絹		견	絹
亜麻		마 又は 아마	麻 又は 亜麻 又はリネン
苧麻		마 又は 저마	麻 又は 苧麻 又はラミー
大麻		마 又は 대마	植物繊維(ヘンプ)
黄麻		마 又は 황마	植物繊維(黄麻)
ビスコースレーヨン	平均重合度が 450 以上のもの	레이온 又は 폴리노직	レーヨン 又は ポリノジック
	その他のもの	레이온 又は 비스코스	レーヨン
モダール	高強力引張強度と 高い湿潤弾性率を 示すセルロース織 維	레이온 又は 모달	レーヨン
リヨセル	有機溶媒紡糸工程 で製造される再生 セルロース織維	레이온 又は 리오셀	再生繊維 (セルロース)
キュプラ (銅アンモ ニアレーヨン織維)	キュプラアンモニ ア工程で製造され る再生セルロース 織維	레이온 又は 큐프라	キュプラ
アセテート織維	酢酸化度が 92%以 上のもの	아세테이트 又は 트리아세테이트	アセテート 又は トリアセテート
	その他のもの	아세테이트	アセテート



繊維		統一文字	日本の表示
プロミックス繊維		프로믹스	半合成繊維 (プロミックス)
アラミド繊維	85%以上のアミド結合が直接的に二つの芳香族の環に結合して製造された合成繊維	아라미드	アラミド
ポリアミド系合成繊維		나일론	ナイロン
ポリビニルアルコール系合成繊維		비닐론	ビニロン
ポリ塩化ビニリデン系合成繊維		비닐리덴	ビニリデン
ポリ塩化ビニル系合成繊維		폴리염화비닐	ポリ塩化ビニル
ポリエステル系合成繊維		폴리에스터	ポリエステル
ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの重量比率で85%以上を含む長鎖状合成高分子を繊維の構成物質とする人造繊維	아크릴	アクリル
	その他のもの	아크릴계	モダクリル
ポリエチレン系合成繊維		폴리에틸렌	ポリエチレン
ポリプロピレン系合成繊維		폴리프로필렌	ポリプロピレン
ポリウレタン系合成繊維		폴리우레탄	ポリウレタン
ポリクラール系合成繊維		폴리크랄	合成繊維 (ポリクラール)
ガラス繊維		유리섬유	ガラス繊維
炭素繊維		탄소섬유	炭素繊維
金属繊維		금속섬유	金属繊維
ポリエチレン系及びポリプロピレン系で混合紡糸した合成繊維	一方の重量比が20%以上含有されたもの	폴리올레핀	---
	一方の重量比が20%未満含有されたもの	폴리에틸렌 又は 폴리프로필렌	80%以上含有された方の繊維名称
前の各項目の繊維以外の繊維		その繊維の名称を示す文字に「지정외섬유」又は「지정외」の文字を括弧付けて付記する	繊維分類の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧付けて付記する

## 混用率に関する特例

- A. 繊維製品のうち以下の材料が使用されている場合は、これらを組成繊維から除外して混用率を算定することができる。この場合、「芯は除く」等のように組成繊維から除いて算定したことを付記する。
- (1) 毛布の毛羽以外の繊維
  - (2) 裏毛ニット生地又は裏毛ニット生地を生地として使用している繊維製品については、裏毛の組成繊維（表である旨を示す用語を付記する場合に限る）
  - (3) 金属糸、うるし糸、その他の繊維以外のもので加工された糸、スリット糸、セロファン糸の組成繊維（金属糸、うるし糸、その他の繊維以外のもので加工された糸、スリット糸、セロファン糸を使用している旨を付記する場合に限る）
  - (4) ネット又はスラブの部分とネット又はスラブ以外の部分の組成が異なるネットヤーン及びスラブヤーンと、これを使用して製造又は加工した繊維製品のネット又はスラブの組成繊維（ネット又はスラブの組成繊維の種類及びネットヤーンとスラブヤーンを使用している旨を付記する場合に限る）
  - (5) 表地の一部にレース生地（地組織のあるものに限る）を使用して製造又は加工した繊維製品等のレース生地を使用した部分の地組織以外の組成繊維（地組織である旨を付記する場合に限る）
  - (6) 繊維製品の芯地・縫糸などの付属材料や、装飾として使用した革、人造皮革、ビニール等の非繊維材料
- B. 生地の装飾、組織の模様で使用された糸、繊維製品の装飾、補強、縁取りなど、特定の部分の効用を増すために使用された糸又は生地であって、その組成繊維の全体に対する混用率が5%以下のものについては、これを組成繊維から除外して混用率を算定することができる。この場合、「ラベルは除く」等のように組成繊維から除いて算定したことを付記する。
- C. 一部の組成繊維について、その混用率の算定が困難な場合には、その組成繊維の混用率については、混用率を示す数値に代えて「混用率不明」又は「不明」と表示する。

## 誤差の許容範囲

繊維の組成又は混用率を表示する場合における誤差の許容範囲は以下に規定し、ダウン製品の詰め物の誤差範囲はKS K 2620の組成混合率の表示基準及びこれによる許容範囲による。

(1) 繊維の組成が 100%である旨を表示する場合において、

毛においては-3%。ただし、紡毛方式の糸及びこれを使用して製造したり加工した繊維製品の場合は-5%と表示し、「紡毛糸を使用」等のように紡毛方式の糸を使用したことを付記しなければならない。

毛以外の繊維にあっては-1%。

不純物が混入する場合等のように製造工程上の不可避な変動要因を考慮して設定された誤差の許容範囲であるため、意図的に使用した繊維については許容範囲以内であっても混用率を表記しなければならず、許容範囲を考えて混用率の表示を調整してはならない。

(2) 混用率を示す数値に「以上」と付記して表示する場合には-0%、「未満」と付記する場合には+0%。

(3) 混用率を示す数値を 5 の整数倍（100 を除く）で表示する場合には表示値の±5%。

(4) 「特殊な表示方法」B、C 項の規定により繊維名称を多いものから順に列記した場合で、その列記順序に 2%以内の誤差のあるものは、これを実際の混用順序と一致するものとみなす。

(5) 上記以外の場合は±4%。

### 3) 原産国表示

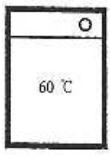
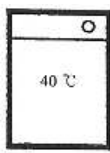
原産国とは、生産者が属している国をいう。複数の生産者が製造に関与している場合には、製品の機能を付与した者が属している国名を表示することとし、韓国内で製造された場合には、韓国製と消費者が分かるように表示する。輸入製品の場合は、対外貿易法に基づいて表記する。

### 4) 取扱表示

取扱表示は KS K 0021 に従い、製品に適した内容を水洗い及びドライクリーニングを含む 4 種類以上を表示しなければならない。ただし、死装束類、ハンカチ、タオル類、蚊帳、カバー、バッグ類等は表示を省略することができる。


<KS K 0021 : 2011 韓国絵表示規格>

a) 水洗い

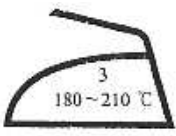

番号	記号	記号の定義
101		水の温度 95°Cを標準として洗濯機で洗濯することができる (手洗い可能) 煮沸することができる 洗剤の種類に制限はない
102		水の温度 60°Cを標準として洗濯機で洗濯することができる (手洗い可能) 洗剤の種類に制限はない
103		水の温度 40°Cを標準として洗濯機で洗濯することができる (手洗い可能) 洗剤の種類に制限はない
104		水の温度 40°Cを標準として洗濯機で弱く洗濯、又は弱く手洗いすることができる 洗剤の種類に制限はない
105		水の温度 30°Cを標準として洗濯機で弱く洗濯、又は弱く手洗いすることができる 洗剤の種類は中性洗剤を使用する
106		水の温度 30°Cを標準として弱く手洗いすることができる (洗濯機使用不可) 洗剤の種類は中性洗剤を使用する
107		水洗いはできない

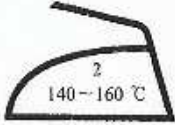
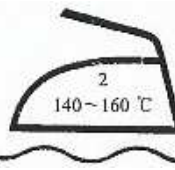
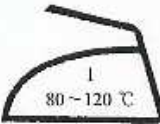
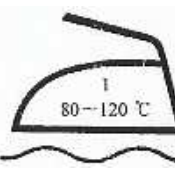
備考 水洗い方法の記号中の温度記号「°C」は省略することができる。

b) 漂白

番号	記号	記号の定義
201		塩素系漂白剤による漂白が可能
202		塩素系漂白剤による漂白不可
203		酸素系漂白剤による漂白が可能
204		酸素系漂白剤による漂白不可
205		塩素系および酸素系漂白剤による漂白が可能
206		塩素系および酸素系漂白剤による漂白不可





c) アイロンがけ

番号	記号	記号の定義
301		180~210℃でアイロンがけをすることができる
302		当て布をして 180~210℃でアイロンがけをすることができる


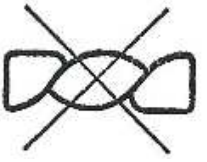
番号	記号	記号の定義
303		140～160℃でアイロンがけをすることができる
304		当て布をして 140～160℃でアイロンがけをすることができる
305		80～120℃でアイロンがけをすることができる
306		当て布をして 80～120℃でアイロンがけをすることができる
307		アイロンがけ不可

備考 アイロンがけ方法の記号中の温度記号「℃」は省略することができる。





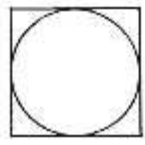
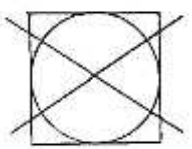
d) ドライクリーニング

番号	記号	記号の定義
401		ドライクリーニングすることができる 溶剤の種類はパークロロエチレン又は石油系を使用する
402		ドライクリーニングすることができる 溶剤の種類は石油系に限る
403		ドライクリーニング不可
404		ドライクリーニングすることができるが、セルフサービスは不可 専門店でのみクリーニングすることができる

e) しぼり

番号	記号	記号の定義
501		手で絞る場合は弱く絞り、遠心脱水機の場合は短時間で脱水する
502		絞ってはいけない

f) 乾燥

番号	記号	記号の定義
601		日なたで吊干し
602		日陰で吊干し
603		日なたで平干し
604		日陰で平干し
605		タンブラー乾燥可
606		タンブラー乾燥不可

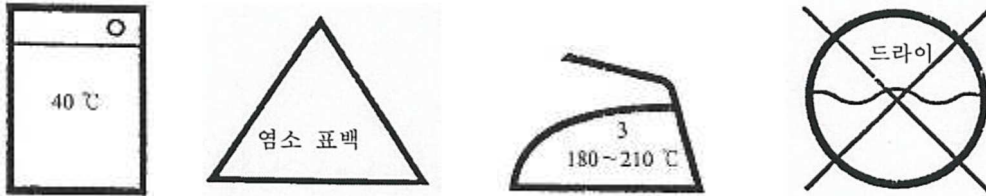


## 表示方法

1. 記号の組合せ順序及び記号の表示方法は次の通りとする。

a) 記号の組合せ順序は次の例のようにⅢ. 1. 4) a) ~f) に分類した項目順に左から右へ配列する。

例 1.



例 2.

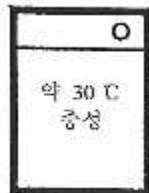



- b) ・通常塩素漂白をしない染色物については、塩素漂白の可否に関する表示を省略することができる。
- ・加工又は組織により、通常アイロンがけをしない物については、アイロンがけ方法に関する 307 以外の表示を省略することができる。
- ・洗濯方法の記号が 101~106 の場合は、ドライクリーニングに関する 403 以外の表示を省略することができる。

2. 記号に文字等を付記する時は次のように記載する。

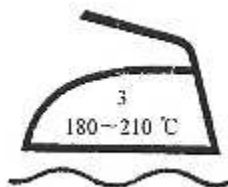
- ・洗濯方法において、中性洗剤を示す「中性」の文字を付記する場合は、記号中の液温を示す数字の下に付記する。

例



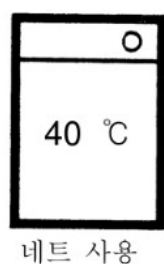
- アイロンがけ方法において、当て布を示す「」の記号を付記する場合は、記号の下に付記する。


例



- 「ネット使用」等、簡単な取扱い上の文章を付記する場合は、記号の外の適当な場所に付記する。

例



- ドライクリーニング方法において、セルフサービスが許容されないことを示す「」の記号を付記する場合は、記号の下に付記する。

例



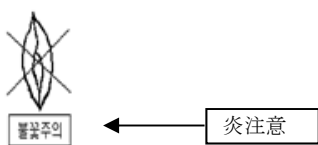
- 取扱い表示は、消費者にとって見やすく、外れにくい方法により繊維製品に取り付けなければならない。図柄及び付記用語は、繊維製品に直接記載するか、外れにくい方法により取り付けたラベルに、印刷等の方法によって記載しなければならない。ラベルの材質は、表示されている図柄及び付記用語が示す取扱い方法に十分に耐えうる材質でなければならない。ただし、布及び小さい物（ハンカチ、靴下等）については、下札等の方法により表示することもできる。

## 5) 安全に関する注意表示

金属パーツを使用する製品には、錆及びアレルギーに関する注意事項を表示しなければならない。

取扱い上の注意事項
水洗いの際、錆が生じることがある。
体質によってはアレルギーが生じることがある。

炎に接近すると製品に燃え移る可能性があるために注意を要する製品については、「炎注意」の記号を追加することができる。

取扱い上の注意事項
炎に接近すると燃え移る可能性がある。下記の記号を併記して表示することができる。


乳幼児又は児童が着る繊維製品が安全確認附属書 36 (玩具) 第 2 部. 4. 2 試験(小さな部品の試験)において、通過した小さな部品が付いている場合には、注意事項を表示しなければならない。

取扱い上の注意事項
注意！ 小さな部品が脱落すると、飲み込む恐れあり。

乳幼児及び児童が使う軟質又は発泡合成樹脂材質の履物は、注意事項を表示しなければならない。

取扱い上の注意事項
注意！ 履物がエスカレーター等に挟まる恐れあり。

安全要件に適合していることを消費者に知らせるため、表示事項に「基準で定める有害物質の安全要件に適合する製品である」という文章を追加することが出来る。

## 6) サイズ表示

品名	サイズ表示規格	製品寸法許容範囲
成人男性服のサイズ	KS K 0050 による	—
成人女性服のサイズ	KS K 0051 による	—
乳幼児服のサイズ	KS K 0052 による	—
老年女性のための女性服サイズ	KS K 0055 による	—
パンティストッキングのサイズ	KS K 0056 による	—
帽のサイズ	KS K 0059 による	—
靴下のサイズ	KS K 0088 による	—
男子青少年服のサイズ	KS K 9400 による	—
女子青少年服のサイズ	KS K 9401 による	—
男子児童服のサイズ	KS K 9402 による	—
女子児童服のサイズ	KS K 9403 による	—
ファンデーション衣類のサイズ	KS K 9404 による	—
おむつのサイズ	KS K 0052 による	—
履物のサイズ	KS K 6681 又は KS M ISO 9407 による	
手袋のサイズ (mm)	全体の長さ及び幅	全体の長さ：表示の長さ以上
毛布 掛け布団及び敷き布団 寝袋 カーペット カーテン類	製品寸法 ヨコ×タテ	—3cm

- ・サイズ(寸法)表示は、cm 単位を使用して表示することを原則とする。
- ・衣類の寸法は、身体寸法であることを原則とする。
- ・寸法測定は、精度のあるメジャーで正確に測ること。製品の寸法は、平な台の上へのせ、不自然なしわや伸びがないようにして測ること。
- ・寸法の範囲表示が可能な製品のうち、サイズ規格の規定外寸法の製品を製造・販売する場合には、消費者が容易に理解することができる文字を用いて、サイズ規格に定める範囲表示に重複しないように表示することができる。

## 2. 皮革製品の品質表示について

### 1) 表示事項及び表示方法

皮革製品には、取れたり色褪せたりしないように、縫い付け又は同等な方法※により、以下の事項を表示しなければならない。皮革及び毛皮衣類は、安全基準附属書1「家庭用繊維製品」の表示基準により表示することができる。但し、繊維の組成と混用率の表示は繊維部分に限り、皮革及び毛皮の素材表示と取扱い上の注意事項は、該当する事項がある場合、皮革製品の表示規定に従う。

1. 品名・・・「皮革製品 (가죽제품)」と表示する。
2. 材料の種類
3. 寸法
4. 製造年月
5. 製造者名
6. 輸入者名 (輸入品に限る)
7. 住所及び電話番号 (国内製造品は国内製造者、輸入品の場合は輸入者)
8. 製造国名 (国内製造品は省略可能、輸入品は対外貿易法に基づいて表示)
9. 取扱い上の注意事項

※表示方法の特例

縫付けによる表示が製品の使用感や美観を損なう恐れがある財布類、バッグ類、ベルト類、靴等は、パッケージや下げ札、シール等で最終消費者に製品が販売・届けられるまで落ちたり消えたりしないように表示することができる。

## 2) 材料の表示

材料の種類は、表地及び裏地 (衣類に限る) について全て表示し、靴類は甲皮、底材を区分して表示する。

### 天然皮革

以下の表のように「天然皮革 (천연가죽)」に動物名を付記して表示を行う。

動物の種類	表示に使用する用語	日本語訳
牛	천연가죽(소가죽)	天然皮革 (牛革)
羊	천연가죽(양가죽)	天然皮革 (羊革)
ヤギ	천연가죽(염소가죽)	天然皮革 (ヤギ革) ※
鹿	천연가죽(사슴가죽)	天然皮革 (鹿革)
豚	천연가죽(돼지가죽)	天然皮革 (豚革)
馬	천연가죽(말가죽)	天然皮革 (馬革)
犬	천연가죽(개가죽)	天然皮革 (犬革)
蛇	천연가죽(뱀)	天然皮革 (蛇革)
上記以外の動物の種類	動物の種類に通称を表す用語	-

※「산양가죽 (山羊革)」の表現は使用しないこと。

## 人造皮革

コーティング皮革、ラミネート皮革に該当する素材は、「인조가죽 (人造皮革)」と表示するか、素材に合わせて以下のようにコーティングまたはラミネートの成分を併記することができる。

- 「인조가죽(폴리우레탄코팅)」【人造皮革(ポリウレタンコーティング)】
- 「인조가죽(폴리우레탄라미네이팅)」【人造皮革(ポリウレタンラミネート)】
- 「코팅가죽(폴리우레탄코팅)」【コーティング皮革(ポリウレタンコーティング)】
- 「라미네이팅가죽(폴리우레탄라미네이팅)」【ラミネート皮革(ポリウレタンラミネート)】

再生皮革に該当する素材は、「인조가죽 (人造皮革)」と表示するか、「재조합가죽 (再生皮革)」と表示し、再生方法を併記するか、皮革成分と皮革以外の成分の混用率を多いものから順に表示することができる。

- 「인조가죽(본딩가죽)」【人造皮革(ボンディング革)】
- 「인조가죽(그라인딩가죽)」【人造皮革(グラインド革)】
- 「인조가죽(분쇄가죽)」【人造皮革(粉碎革)】
- 「재조합가죽(본딩가죽)」【再生皮革(ボンディング革)】
- 「재조합가죽(그라인딩가죽)」【再生皮革(グラインド革)】
- 「재조합가죽(분쇄가죽)」【再生皮革(粉碎革)】
- 「인조가죽(가죽 60%, 기타 40%)」【人造皮革(革 60%、その他 40%)】
- 「재조합가죽(가죽 60 %, 기타 40%)」【再生皮革(革 60 %、その他 40%)】

合成皮革に該当する素材は、「인조가죽(합성가죽)」【人造皮革(合成皮革)】と表示するか、又は「합성가죽」【合成皮革】と表示する。

## 天然毛皮

天然毛皮に該当する素材は、「천연모피 (天然毛皮)」と表示し、動物名を付記する。

- 「천연모피(밍크)」【天然毛皮(ミンク)】
- 「천연모피(토끼)」【天然毛皮(ウサギ)】
- 「천연모피(여우)」【天然毛皮(キツネ)】
- 「천연모피(너구리)」【天然毛皮(タヌキ)】

皮革及び毛皮衣類の裏地が繊維素材の場合、安全基準附属書 1「家庭用繊維製品」の表示基準により表示を行う。

### 3) サイズ表示

- ・サイズの表示は、皮革衣類、靴等に対して適用する。
- ・皮革及び毛皮衣類の場合は、安全基準附属書1「家庭用繊維製品」により、身体寸法を表示する。
- ・靴のサイズは、KS M 6681 又は KS M ISO 9407 により表示し、その他に身体寸法である足の長さ(mm)を表示する。
- ・サイズの表示は、製品内のよく見えるところに、簡単に消えないように表示しなければならない。

### 4) 取扱い上の注意事項

製品の特性に応じて次のような取扱い上の注意事項を表示しなければならない。ただし、該当する事項がない場合にはその限りではなく、製品の特性に応じて、他の取り扱い上の注意事項を追加することができる。

#### 皮革及び毛皮衣類

- ・洗濯（ベンゼンを使う場合を含む）又は水洗いにより、皮革及び毛皮の色落ちや硬化を生じる恐れがあること。
- ・重ね置きはせず、温度湿度が低く通気性の良いところに保管すること。特に、梅雨の時期は陰干しをすること。
- ・皮革及び毛皮の汚れを取る場合は、皮革及び毛皮の衣類専用のクリーナーを使うこと。スエード革のものは、消しゴム等で汚れを取ってからブラッシングすること。
- ・アイロン掛けは、低温で、厚い紙又はあて布を用いて行うこと。スチームアイロンは使わないこと。

## バッグ

### 天然皮革の場合

- ・ 乾かすときには、陰干しすること。
- ・ 濡れたときには、直射日光や火で乾燥させないこと。
- ・ 乾いたタオルや他の柔らかい布で拭くこと。
- ・ 保存するときには、温度や湿度の高いところは避けること。

### 人造皮革の場合

- ・ 乾かすときには、陰干しすること。
- ・ 油気のある場所での使用は、できるだけ避けること。
- ・ 火のそばに置く場合、変化したり変形することがある。
- ・ 表面の汚れを取るためには、石鹼水に濡らした布を用いる。レザークリームなどの保革油を使用する必要はない。

## 靴

### 天然皮革の場合

- ・ 乾かすときは、陰干しすること。
- ・ 濡れたときは、直射日光又は火で乾燥させないこと。
- ・ ブラシ掛けで汚れをとく落とすこと。
- ・ 保存するときは、適正な温度や湿度で保管すること。

### 人造皮革の場合

- ・ 乾かすときは、陰干しすること。
- ・ 油気のある場所での使用は、できるだけ避けること。
- ・ 火のそばに置く場合、変化したり変形することがある。
- ・ 表面の汚れを取るためには、石鹼水に濡らした布を用いる。レザークリームなどの保革油を使用する必要はない。

## その他の皮革製品

その他皮革製品は、製品に必要な事項を表示する。



#### 免責事項

本冊子では情報・資料の掲載には注意を払っておりますが、掲載された情報の内容の正確性については一切保証しません。

また、掲載された情報・資料を利用、使用するなどの行為に関連して生じたあらゆる損害等についても、理由の如何に関わらず、我々は一切責任を負いません。

掲載している画像や著作権・肖像権等は各権利所有者に帰属致します。

本冊子に存在する、文章・画像の著作物の情報を無断転載することを禁止します。

本書の一部あるいは全部を無断で複写複製することは、法律で認められた場合を除き、著作権の侵害となります。また、業者など、読者本人以外による本書のデジタル化は、いかなる場合でも一切認められませんのでご注意ください。

### 韓国でアパレル品および服飾雑貨品を 販売する際に適用される法規制の解説

2018年10月 作成

2021年 3月 改訂

2021年12月 改訂

製作：一般財団法人 カケンテストセンター